

15) 塩化カルシウム一件と中原市五郎

The Calcium Chloride Case and Ichigoro Nakahara

日本歯科大学 ○新藤 恵久

Yoshihisa Shindo, Nippon Dental University
School of Dentistry at Tokyo

昭和10年4月より同11年6月にかけて東京府青梅町（現青梅市）の歯科医師・鈴木誠一が急性炎症の患者に対して塩化カルシウムの静脈注射を行ったのは明治39年法律第47号医師法第11条違反に当たるとして、八王子市の八王子区裁判所に告発された。

この静脈注射と歯科医業の範囲という重大な問題に対して、当時の歯科界は殆ど関心を示さなかった。独りこの危機に対して立ち上がったのが鈴木出身校である日本歯科大学専門学校の校長中原市五郎であった。

この時原告側の証人として証言した患者は
氷川村の医師妻 川内きよ 35歳
同町特殊飲食店主 神田テル 28歳
同町青梅電鉄運転手 渡辺武蔵 39歳
同町御岳登山鉄道技師 斉藤兵蔵 50歳
の四名であった。

一方、歯科関係者として陳述したのは、中原と八王子市の開業医一名だけであった。

中原は同年8月28日、検事局の照会に対して次のように回答している。

一、歯科疼痛治療ノ目的ヲ以テスル口腔外ノ静脈注射ハ口腔外ノ物理的療法等ハ歯科医術ノ範囲内ニ属スルモノニ候

当齒槽膿漏ハ歯科疾病ノ一ツニシテソノ治療ノ目的ヲ以テ行フ前記局所外ノ施術ハ勿論歯科医術領域ニ属スルト確信候

歯科医の業務範囲に対しての照会に対する警視庁医務課の回答は

一、九月三十日衛第三八三号ヲ以テ御照会ニ係ル標記ノ件御意見ノ通り歯科医ノ業務範囲ヲ超越シタル行為ト存ジ候
であった。

昭和11年9月7日の略式命令は

「被告人ヲ罰金二十円ニ処ス」であった。

中原はただちに正式裁判の請求を八王子区裁判

所に行った。

この時中原が鈴木に送った昭和12年2月2日付の手紙は、当時の状況をよく伝えている。

書面はまず加藤なる人物と事件との関係に触れている。

「御書面に依れば此度証人として加藤寛次郎氏詢問する由、彼が此度の事件を重大化したる人物にて本問題の成否は彼の地位に関する事なれば彼は屁理屈を付して歯科医師の不利なる証言を陳述するものと覚悟すべきである」

当時誠一と一緒に開業していた弟・進の話では、加藤は兄弟に「香具師のくせに医者真似などしやがってお前たちをこの土地にいられないようにしてやる」などの暴言を吐いたという。また、警察ばかりでなく、周囲の冷たい目から鈴木は精神的に疲れ、弱気になっていたという。この彼を支え励ましたのが校長中原であった。

中原は、加藤という男について次のように記している。

「加藤氏は参拾年前の歯科医と今日の歯科医と、三十年の歯科学と今日の歯科学の進歩を認識し得ざる時代後れの人間である故に青梅町よりの警視庁問合せの際に彼は庁内独り違反と主張したと聞く、全国二万の歯科医は彼加藤一人と戦はざる可といふ場合となった」

そして鈴木を次のように戒めている。

「然し、問題の主人公は貴君である、万一敗戦せば前科者の肩書きが付くから、飽迄奮戦を覚悟されたい。然るに聞く所で過日の公判が終るや貴君の姿が見えずなりしとして、弁護士などは誰が弁護を依頼されたかの如く漏らされたとの事依て此度は御注意なりコーヒー位は飲ませる様心掛ける様願たし」

昭和12年3月16日の判決は、前回と同様「罰金二十円」であった。

そこで中原は東京刑事地方裁判所に上告し、その判決の不当性を訴えた。

東京府歯科医師会と日本歯科医師会が事の重大性によりやく気付き重い腰をあげたのはこの時からである。

昭和13年2月25日、「被告人は無罪」の判決が下った。

翌2月26日付東京朝日新聞府下版は次のように伝えている。

一審判決を覆へし 鈴木医師無罪！
口腔治療注射事件公判
医学に挙る凱歌

16) 明治時代から第二次世界大戦前までの男女別歯科医師数の推移について

日本歯科大学歯学部 岩上 智彦
丹羽 源男

近年、歯科医師数の過剰・地域差の問題や女性歯科医師数の推移状況を考えるにあたり、1884年(明治17年)～1941年(昭和16年)までの歯科医籍に登録された歯科医師を対象にし、男女別歯科医師数の推移を調査・分析することを、目的とした。

今回、参考とした資料・文献は、数値等が異なるものが多数ありましたので、国で発行しているものを最優先し、次に、歯科医師会等で発行しているものを参考にした。尚、昭和17年～昭和20年は、資料不足のため、省きました。

男女計歯科医師登録者は、1902年(明治35年)～1910年(明治43年)まで70名前後で推移し、それ以降は、歯科医学校の設立をうけ、1921年(大正10年)には、年度登録者約1,000人となり、およそ10年で14倍となった。男性歯科医師数は、1911年(大正元年)頃より、著しい増加で、女性歯科医師数は、1923年(大正12年)頃より、著しい増加が認められた。

人口1万対歯科医師数では、明治末で0.19人であったのに対し、昭和初期には、2.0人をこえ、約15年間に、10倍以上となり、その後も増加するもののゆるやかな増加で、大正時代に著しい増加が認められた。

人口1万対県別歯科医師数の分布では、大都市を中心にして、地方へ広がっていった傾向であった。特に、太平洋ベルト地帯と呼ぶような工業が発展した地域や、人口が多い地域に高い値が認められ、戦後は、人口が少なく、歯科大学がある地域に高い値が認められ、異なった分布傾向が示された。

戦前における女性歯科医師は、男性に比べると、非常に少なく、明治時代では、わずか13人しかおらず、1923年(大正12年)まで、男性歯科医師1人に対する女性歯科医師の割合として、ほぼ0.01

人で推移し、それ以降の女性歯科医師の増加が著しく、1939年(昭和14年)には、0.086人となり、女性歯科医師が急速に増加していったことが認められました。このようなことから、戦前の女性歯科医師の推移は、現在における女性歯科医師の増加傾向を占う意味で、1つの有効な資料として、提供できるのではないかと推察されます。

17) 明治および大正生まれの歯科医師の平均死亡年齢、死亡率および死因について

日本歯科大学 丹羽 源男

明治時代から今日まで、歯科医師の健康はライフスタイルや職業上のリスクにより影響を受けている。歯科医師が心疾患や呼吸器系による死亡割合が高いという報告もみられるが、種々の調査対象や比較から、一定の結論が得られていない。そこで、歯科医師の健康管理に役立てるための基礎資料を得る目的で、明治および大正生まれの歯科医師の平均死亡年齢、死亡率、死因について検討した。

調査資料の収集は、某歯科大学の校友会が保存している資料から行った。この校友会資料は全国卒業生による会員数が平成9年8月現在約10,000名を数える集団であり、校友の記録が長期にわたり詳細に保存されている。まず、明治生まれの者の死亡年齢は、27～101歳で平均75.0歳、大正生まれの死亡年齢は22～83歳の範囲で平均65.3歳であった。

次に死亡率であるが従来の報告は当該年度の歯科医師の死亡年齢から死亡率を出し、日本人生命表との比較がほとんどであるので、結果的に歯科医師の平均余命が日本人全体よりも短命傾向にあると結論づけられたものが多い。私は日本人の各年における人口動態統計より日本人男性の年齢層における死亡数から明治生まれ、大正生まれの歯科医師におけるそれらとの比較を試みた。その結果、いずれの調査年においても、歯科医師の人口10万対死亡率は日本人全体より低く、調査年の推移により、差が広がる傾向が認められた。また、死因別では、いずれの調査年においても日本人全体に比べて、歯科医師の心疾患の死亡割合は高かった。また、大正生まれの歯科医師は明治生ま